

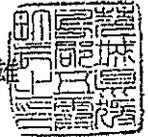
告 示

◎都市計画の決定・変更について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、岩井・境都市計画生産緑地地区を変更したので、同法第20条第1項の規定に基づき告示し、同条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

平成28年 3月 14日

五霞町長 染谷 森 雄



記

- 1 都市計画の種類
五霞町生産緑地地区の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域
五霞町原宿台地内
- 3 縦覧場所
五霞町役場都市建設課

岩井・境都市計画生産緑地地区の変更（五霞町決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

面積	備考		
	番号	名称	面積
7. 39 h a	1	五霞第1号生産緑地地区	0. 16 h a
	2	五霞第2号生産緑地地区	0. 23 h a
	3	五霞第3号生産緑地地区	0. 15 h a
	4	五霞第4号生産緑地地区	0. 30 h a
	5	五霞第5号生産緑地地区	2. 50 h a
	6	五霞第6号生産緑地地区	0. 61 h a
	7	五霞第7号生産緑地地区	0. 53 h a
	8	五霞第8号生産緑地地区	0. 70 h a
	9	五霞第9号生産緑地地区	1. 60 h a
	10	五霞第10号生産緑地地区	0. 61 h a
		合計	7. 39 h a

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由

生産緑地内の土地の一部について、生産緑地法第14条の規定に基づく行為の制限解除や地籍調査による境界・面積の確定などにより、本案のとおり都市計画生産緑地地区を変更するものである。

岩井・境都市計画生産緑地地区の変更対照表

(単位：h)

a)

名 称	住 所	変更前	変更後
第1号生産緑地地区	猿島郡五霞町原宿台1丁目2番地1	0.16	0.16
第1号生産緑地地区合計面積		0.16	0.16
第2号生産緑地地区	猿島郡五霞町原宿台3丁目5番地1	0.09	0.09
	猿島郡五霞町原宿台3丁目5番地2	0.09	0.09
	猿島郡五霞町原宿台3丁目6番地2	0.05	0.05
第2号生産緑地地区合計面積		0.23	0.23
第3号生産緑地地区	猿島郡五霞町原宿台1丁目6番地2	0.15	0.15
第3号生産緑地地区合計面積		0.15	0.15
第4号生産緑地地区	猿島郡五霞町原宿台1丁目7番地4	0.16	0.16
	猿島郡五霞町原宿台1丁目8番地4	0.07	0.07
	猿島郡五霞町原宿台1丁目10番地8	0.08	<u>0.07</u>
第4号生産緑地地区合計面積		0.31	<u>0.30</u>
第5号生産緑地地区	猿島郡五霞町原宿台1丁目9番地3	0.69	0.69
	猿島郡五霞町原宿台1丁目10番地1	0.51	0.51
	猿島郡五霞町原宿台1丁目10番地2	0.42	<u>0.41</u>
	猿島郡五霞町原宿台1丁目11番地2	0.30	0.30
	猿島郡五霞町原宿台1丁目11番地3	0.21	0.21
	猿島郡五霞町原宿台1丁目11番地4	0.20	0.20
	猿島郡五霞町原宿台1丁目11番地6	0.18	0.18
第5号生産緑地地区合計面積		2.51	<u>2.50</u>
第6号生産緑地地区	猿島郡五霞町原宿台3丁目1番地3	0.31	—
	猿島郡五霞町原宿台3丁目1番地4	0.35	0.35
	猿島郡五霞町原宿台3丁目32番地6	0.17	0.17
	猿島郡五霞町原宿台3丁目33番地4	0.09	0.09
第6号生産緑地地区合計面積		0.92	<u>0.61</u>
第7号生産緑地地区	猿島郡五霞町原宿台2丁目25番地2	0.23	0.23
第7号生産緑地地区	猿島郡五霞町原宿台2丁目25番地3	0.20	0.20
第7号生産緑地地区	猿島郡五霞町原宿台2丁目25番地5	0.10	0.10

第7号生産緑地地区合計面積		0.53	0.53
名 称	住 所	変更前	変更後
第8号生産緑地地区	猿島郡五霞町原宿台2丁目24番地2	0.53	0.53
第8号生産緑地地区	猿島郡五霞町原宿台2丁目24番地3	0.17	0.17
第8号生産緑地地区合計面積		0.70	0.70
第9号生産緑地地区	猿島郡五霞町原宿台4丁目18番地2	0.04	0.04
	猿島郡五霞町原宿台4丁目18番地4	0.14	0.14
	猿島郡五霞町原宿台4丁目18番地5	0.51	0.51
	猿島郡五霞町原宿台4丁目18番地7	0.31	0.31
	猿島郡五霞町原宿台4丁目18番地8	0.02	0.02
	猿島郡五霞町原宿台4丁目18番地9	0.33	0.33
	猿島郡五霞町原宿台4丁目18番地10	0.06	0.06
	猿島郡五霞町原宿台4丁目18番地11	0.13	0.13
	猿島郡五霞町原宿台4丁目18番地12	0.06	0.06
第9号生産緑地地区合計面積		1.60	1.60
第10号生産緑地地区	猿島郡五霞町原宿台2丁目28番地1	0.43	0.43
	猿島郡五霞町原宿台2丁目28番地2	0.02	0.02
	猿島郡五霞町原宿台2丁目28番地3	0.06	0.06
	猿島郡五霞町原宿台2丁目28番地4	0.10	0.10
第10号生産緑地地区合計面積		0.61	0.61
五霞町生産緑地地区面積合計		7.72	<u>7.39</u>

岩井・境都市計画生産緑地地区の変更対照表

(単位：h)

a)

名 称	住 所	変更前	変更後
第1号生産緑地地区	猿島郡五霞町原宿台1丁目2番地1	0.16	0.16
第1号生産緑地地区合計面積		0.16	0.16
第2号生産緑地地区	猿島郡五霞町原宿台3丁目5番地1	0.09	0.09
	猿島郡五霞町原宿台3丁目5番地2	0.09	0.09
	猿島郡五霞町原宿台3丁目6番地2	0.05	0.05
第2号生産緑地地区合計面積		0.23	0.23
第3号生産緑地地区	猿島郡五霞町原宿台1丁目6番地2	0.15	0.15
第3号生産緑地地区合計面積		0.15	0.15
第4号生産緑地地区	猿島郡五霞町原宿台1丁目7番地4	0.16	0.16
	猿島郡五霞町原宿台1丁目8番地4	0.07	0.07
	猿島郡五霞町原宿台1丁目10番地8	0.08	<u>0.07</u>
第4号生産緑地地区合計面積		0.31	<u>0.30</u>
第5号生産緑地地区	猿島郡五霞町原宿台1丁目9番地3	0.69	0.69
	猿島郡五霞町原宿台1丁目10番地1	0.51	0.51
	猿島郡五霞町原宿台1丁目10番地2	0.42	<u>0.41</u>
	猿島郡五霞町原宿台1丁目11番地2	0.30	0.30
	猿島郡五霞町原宿台1丁目11番地3	0.21	0.21
	猿島郡五霞町原宿台1丁目11番地4	0.20	0.20
	猿島郡五霞町原宿台1丁目11番地6	0.18	0.18
第5号生産緑地地区合計面積		2.51	<u>2.50</u>
第6号生産緑地地区	猿島郡五霞町原宿台3丁目1番地3	0.31	—
	猿島郡五霞町原宿台3丁目1番地4	0.35	0.35
	猿島郡五霞町原宿台3丁目32番地6	0.17	0.17
	猿島郡五霞町原宿台3丁目33番地4	0.09	0.09
第6号生産緑地地区合計面積		0.92	<u>0.61</u>
第7号生産緑地地区	猿島郡五霞町原宿台2丁目25番地2	0.23	0.23
第7号生産緑地地区	猿島郡五霞町原宿台2丁目25番地3	0.20	0.20
第7号生産緑地地区	猿島郡五霞町原宿台2丁目25番地5	0.10	0.10

第7号生産緑地地区合計面積		0.53	0.53
名 称	住 所	変更前	変更後
第8号生産緑地地区	猿島郡五霞町原宿台2丁目24番地2	0.53	0.53
第8号生産緑地地区	猿島郡五霞町原宿台2丁目24番地3	0.17	0.17
第8号生産緑地地区合計面積		0.70	0.70
第9号生産緑地地区	猿島郡五霞町原宿台4丁目18番地2	0.04	0.04
	猿島郡五霞町原宿台4丁目18番地4	0.14	0.14
	猿島郡五霞町原宿台4丁目18番地5	0.51	0.51
	猿島郡五霞町原宿台4丁目18番地7	0.31	0.31
	猿島郡五霞町原宿台4丁目18番地8	0.02	0.02
	猿島郡五霞町原宿台4丁目18番地9	0.33	0.33
	猿島郡五霞町原宿台4丁目18番地10	0.06	0.06
	猿島郡五霞町原宿台4丁目18番地11	0.13	0.13
	猿島郡五霞町原宿台4丁目18番地12	0.06	0.06
第9号生産緑地地区合計面積		1.60	1.60
第10号生産緑地地区	猿島郡五霞町原宿台2丁目28番地1	0.43	0.43
	猿島郡五霞町原宿台2丁目28番地2	0.02	0.02
	猿島郡五霞町原宿台2丁目28番地3	0.06	0.06
	猿島郡五霞町原宿台2丁目28番地4	0.10	0.10
第10号生産緑地地区合計面積		0.61	0.61
五霞町生産緑地地区面積合計		7.72	<u>7.39</u>

位置図

岩井・境都市計画
生産緑地地区の変更/五霞町決定
全体面積約7.7ha → 約7.4ha

五霞第4-3号生産緑地地区
(地籍調査による民地境界の確定による面積変更)

五霞第5-3号生産緑地地区
(公共施設用地【鉄塔の補強】に
供するため面積変更)

五霞第6-1号生産緑地地区
(従事者死亡による廃止)

一般県道(幸手境線)

理由

生産緑地地区内の土地の一部について、生産緑地法第14条の規定に基づく行為の制限解除や地籍調査による境界・面積の確定などにより、本案のとおり都市計画生産緑地地区を変更するものである。